

# 平成 26 年度「勧告の方向性」に向けた 各ワーキング・グループの検討状況

## 〔第 1 WG 担当〕

- 国立健康・栄養研究所 . . . . . 1
- 医薬基盤研究所 . . . . . 3
- 年金積立金管理運用 . . . . . 5

## 〔第 2 WG 担当〕

- 産業技術総合研究所 . . . . . 7
- 日本貿易振興機構 . . . . . 9

## 〔第 3 WG 担当〕

- 日本原子力研究開発機構 . . . . . 11

## 〔第 4 WG 担当〕

- 国立がん研究センター . . . . . 15
- 国立循環器病研究センター . . . . . 17
- 国立精神・神経医療研究センター . . . . . 19
- 国立国際医療研究センター . . . . . 21
- 国立成育医療研究センター . . . . . 23
- 国立長寿医療研究センター . . . . . 25

法人名：国立健康・栄養研究所

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・国民の健康保持及び増進に関する調査及び研究 ・国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究 ・食品の栄養生理学上の試験 ・国民健康・栄養調査の実施に関する事務 ・収去された食品の試験等	常勤職員数 (人)	1. 医薬基盤研究所との統合に伴う研究体制等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>両法人の再編案は、既存の部門をそのままスライドさせるというものであり、統合効果が出ているとは到底考えられない。</li> <li>シナジー効果が上がるような、新たな共同研究の実施や、研究部門や研究ユニットの組み合わせについて検討が必要。</li> <li>統合後も東京と大阪にそれぞれの研究所が所在するため、相互の情報交換やコミュニケーションの仕組みが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発成果の最大化と、統合効果発揮の観点から、①両研究所の研究部門の横断的再編、②研究ユニットの機動的再編、③研究課題に応じた柔軟な研究員の配置、の仕組みを構築。</li> <li>研究員相互間の情報交換の活性化等、研究資源、研究シーズの相互利用を促進。</li> </ul>
	41			
	H26 予算 (億円)	2. アウトカム目標達成に向けた調査研究業務の重点化	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究業務について、アウトカムに関連した目標が定められていない。</li> <li>医療費の抑制、健康寿命の延伸等具体的なアウトカムを定量的な目標として実施すべき。</li> <li>目標の達成状況を把握し、投入資源(人的・物的)を適時・適切に変更する仕組みが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来目標に加え、医療費の抑制や健康寿命の延伸等、具体的かつ明確な、アウトカムに関連した目標を設定。</li> <li>当該アウトカムに関連した目標を達成し、研究開発成果の最大化を図るため、研究マネジメントを構築し、人的・物的資源の適時・適切な配分を通じた研究開発の重点化。</li> </ul>
	7.5			
	H25 国の財政支出 (億円)			
6.6	3. 特別用途食品の収去試験の登録試験機関の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別用途食品の許可試験については、民間登録試験機関の活用が相当程度進んでおり、収去試験についても、民間登録機関の活用を進めることが可能。</li> <li>民間登録試験機関では実施できない分析に特化し、分析方法の標準化と試験精度の維持・管理に重点化すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関与成分の分析方法が標準化されていない食品の収去試験に特化。</li> <li>関与成分の分析の標準化及び開示、検査精度の維持・管理に一層重点化。</li> </ul>	
支所等				
-				

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
		4. 研究施設の外部利用促進と自己収入確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究施設という国民の共有財産の活用という視点が必要。</li> <li>外部利用に際しては、適正な利用料を定めることにより、自己収入を確保すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の共有財産の活用という観点から、施設の外部利用を進め、国全体としての研究成果に還元すべき。</li> <li>メンテナンス等に要する費用をもとに算定した利用料を定め、外部利用に供し、自己収入を確保。</li> </ul>

法人名：医薬基盤研究所

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・次世代ワクチン開発等の基盤的技術研究 ・JCRB 細胞バンク等の運営及びそれらに関連する研究	常勤職員数(人)	1. 国立健康・栄養研究所との統合に伴う研究体制等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>両法人の再編案は、既存の部門をそのままスライドさせるというものであり、統合効果が出ているとは到底考えられない。</li> <li>シナジー効果が上がるような、新たな共同研究の実施や、研究部門や研究ユニットの組み合わせについて検討が必要。</li> <li>統合後も東京と大阪にそれぞれの研究所が所在するため、相互の情報交換やコミュニケーションの仕組みが必要。</li> <li>研究での不正や試料の取り違えなどが起きないように内部統制の充実・強化が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発成果の最大化と、統合効果発揮の観点から、①両研究所の研究部門の横断的再編、②研究ユニットの機動的再編、③研究課題に応じた柔軟な研究員の配置、の仕組みを構築。</li> <li>研究員相互間の情報交換の活性化等、研究資源、研究シーズの相互利用を促進。</li> <li>内部統制に係る関係規程の整備、研修の実施、意見交換の実施。</li> </ul>
	93			
	H26 予算(億円)			
	81			
・JCRB 細胞バンク等の運営及びそれらに関連する研究 □医薬品・医療機器の製品化・実用化を目指す研究に対する資金提供 □出資法人の成果管理及び貸付金回収 ・創薬支援	H25 国の財政支出(億円)	2. クロスアポイントメント制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>創薬研究の進展を図るため、人材の確保方策として大学等との間でクロスアポイントメント制度の導入が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等との間でクロスアポイントメント制度の導入。</li> </ul>
	69			
	支所等			
	・薬用植物資源研究センター筑波研究部 ・同北海道研究部 ・同種子島研究部 ・霊長類医科学研究センター ・泉南資源研究施設 ・創薬支援戦略室 西日本統括部 ・創薬支援戦略室 東日本統括部			
□医薬品・医療機器の製品化・実用化を目指す研究に対する資金提供 □出資法人の成果管理及び貸付金回収 ・創薬支援	・薬用植物資源研究センター筑波研究部 ・同北海道研究部 ・同種子島研究部 ・霊長類医科学研究センター ・泉南資源研究施設 ・創薬支援戦略室 西日本統括部 ・創薬支援戦略室 東日本統括部	3. バンク事業の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>バンクで扱っている試料のさらなる利活用及び品質管理の強化を図る観点から、類似のバンク事業を行っている独立行政法人との連携強化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似のバンク事業を行っている独立行政法人と情報共有</li> <li>バンク情報を一覧にするなど、利用者にとって利用しやすい環境の整備</li> </ul>
		4. 繰越欠損金の解消 (1) 実用化研究支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用化研究支援事業に係る繰越欠損金の解消が進んでいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の早期実用化のための指導・助言</li> <li>繰越欠損金の解消のための指導・助言を適時・適切に実施</li> </ul>
		4. 繰越欠損金の解消 (2) 承継事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>承継事業に係る繰越欠損金の解消は困難であり、事業の抜本的な見直しが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果管理のあり方を含めた事業の抜本的な見直し</li> </ul>



法人名：年金積立金管理運用独立行政法人

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
<p>・年金積立金の管理及び運用を行うこと。</p> <p>・前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (GPIF 法第 18 条) ※被用者年金制度一元化法による改正後(平成 27 年 10 月 1 日施行)は、モデルポートフォリオを策定することも追加される。</p>	<p><b>常勤職員数(人)</b> (H26. 10. 1 現在)</p> <p>76</p>	<p>1. 高度で専門的な人材の確保とその活用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高度で専門的な人材確保」という目標があるのみで具体的な人事戦略の明確化が必要</li> <li>・給与水準の弾力化が図られたとはいえ、際限なく高報酬とするのではなく、業績評価のシステムが必要</li> <li>・専門人材の確保にあたり、報酬体系の見直しを行う場合は、十分な説明責任の履行が必要</li> <li>・専門人材の確保により、運用能力の向上のみならず副次的な効果を楽しむ視点が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルティング会社への委託結果を活用した人事戦略の策定</li> <li>・高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するための評価システムの構築・導入</li> <li>・高度で専門的な人材を活用した一般職員の業務遂行能力の向上と調査研究によるノウハウの蓄積</li> <li>・高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性に係る説明責任</li> </ul>
	<p><b>H26 予算(億円)</b></p> <p>285,335</p>			
	<p><b>H25 国の財政支出(億円)</b></p> <p>-</p>			
	<p><b>支所等</b></p> <p>-</p>			
		<p>2. 情報セキュリティ対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金積立金に関する情報に基づく不公平な市場取引が行われないう、確実な情報セキュリティ対策が必要</li> <li>・情報漏洩対策として各種契約において守秘義務を課すのみならず、関係諸機関に対し情報管理体制の有効性の評価が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金積立金の管理・運用に関する情報は極めて重要であり、確実な情報セキュリティ対策が必要</li> <li>・情報セキュリティ対策の有効性の評価を日常的に実施</li> <li>・関係諸機関における情報管理体制の有効性の評価</li> </ul>
		<p>3. 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用対象の多様化に伴い、オルタナティブ投資に関するリスク管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用対象の多様化のためには、オルタナティブ投資に関するリスク管理が必要</li> <li>・オルタナティブ投資のリスク管理システムが国内に存在しないが、海外</li> </ul>

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
				機関の利用は情報漏洩リスクが大きい。 ・ 費用対効果を勘案した上で、オルタナティブ投資に関するリスク管理システムの開発を検討
		4. 調査研究業務の充実及び情報管理	・ 運用手法の高度化、運用対象の多様化が進むことが予想されるため、調査研究業務への注力が必要 ・ 本法人内に調査研究業務で得られたノウハウを蓄積すべき ・ 外部機関との共同研究や委託研究の実施により、本法人が将来採用しようとしている運用手法等に関する情報の漏洩対策が必要	・ 高度で専門的な人材を活用した調査研究の実施 ・ 調査研究により得られたノウハウの本法人内における蓄積 ・ 大学等外部機関との共同研究、委託研究に係る情報漏えい対策の徹底

(\*1) : (出所) 平成 26 年度計画 (別表 1) 「平成 26 年度の予算」

法人名：産業技術総合研究所

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務  ・地質の調査  ・計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習等	常勤職員数 (人)  2,929	1. これまでの橋渡し機能の検証及び次期中期目標における評価軸の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」において、本法人は、「橋渡し」機能の強化に先行的に取り組むこととされている</li> <li>これまでの橋渡しについて、産総研の研究から事業化につながった割合が明確ではなく、市場への出口をつくる成果については何ら分析・検証されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの研究の成果を分析・検証した上で、民間資金の獲得額だけでなく適切な評価軸を検討・設定し、新たな「橋渡し研究」に関する目標を策定</li> </ul>
	H26 予算 (億円)			
	772	2. 創造的業務に関する重点分野の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期中期目標において、「世界トップに立つ研究機関を目指し、論文数の拡大を推進するとともに、その論文数の被引用数に基づく世界ランキングの向上を実現する。」とされていたが、論文数は毎年度減少しており、ランキングについても平成 25 年度には大きく低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界トップに立つ研究機関を目指すためには、従来から行っている研究について、世界トップレベルの成果を生み出したかの観点から分析・検証した上で、世界トップを担う研究分野を特化</li> </ul>
H25 国の財政支出 (億円)	3. 組織体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特定国立研究開発法人(仮称)」で期待される「世界トップに立つ研究機関」に関する研究、従来の「橋渡し」に基づく研究、新たな「橋渡し」につながる研究については、それぞれ研究の目指す方向性が異なるものと想定</li> <li>これまでも産学官連携に取り組んでいたが、産業界のニーズ把握が弱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特定国立研究開発法人(仮称)」を目指すための考え方と新たな「橋渡し」に資するための考え方の関係を早急に整理した上で、それぞれの研究に最適な体制を構築</li> <li>産業界のニーズを把握し、その課題解決のため、大学等のシーズとも組み合わせ、課題解決方策の検討と研究計画の設計ができる専門人材を強化</li> </ul>	

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
	725	4. 地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業に役立つような研究を手助けするという観点から、地域の中小企業に近い位置にあって、地域センターの果たす役割は重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期中期目標期間の早期に地域センターごとに橋渡し機能の進捗状況の把握・評価を行った上で、橋渡し機能が発揮できない地域センターについては、研究内容の重点化を見直す</li> </ul>
	支所等	5. 博士人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業界に近いという本法人の位置づけを踏まえて実施する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポストドクターや博士課程の大学院生を産総研で受入れ、人材育成するにあたっては、民間企業等への博士号取得者の人材供給という目標を明確化</li> </ul>
	地域センター(8) 福島再生可能エネルギー研究所	6. 福島再生可能エネルギー研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年に開所したばかりのため、早期に本研究所の役割等を明確にする必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期中期目標期間の早期に福島再生可能エネルギー研究所の役割を明確にした上で、進むべき方向と研究資源の集約等に関する具体的な工程表を明確化</li> </ul>

法人名：日本貿易振興機構

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援  ・対日投資促進  ・アジア等の経済連携の強化に向けての調査・研究等	常勤職員数 (人)  1,600	1. 目標設定及び適切な評価の在り方	・ 中小企業の海外展開支援について、商談件数等で評価しているが、次期中期目標には、日本再興戦略を踏まえた評価も必要  ・ 事務所単位での評価が必要	・ 新たに海外展開を達成した社数、誘致に成功した企業数や誘致成功企業の対日投資残高、及び我が国における農林水産物・食品の輸出額など業務実績を適切に評価するアウトカムと関連させた目標を設定  ・ 各事務所の業績及びコスト情報を開示の上、事務所単位での評価を実施
	H26 予算 (億円)	2. 人材活用	・ 中小企業の海外展開支援について、企業OB等の人材を活用しているが、企業が必要とする情報と一致しているか	・ 社会経済情勢への変化に的確に対応した人材を確保
	277.7	3. アジア経済研究所	・ 今中期目標においては、本法人の事業に資する研究が明らかにされていない	・ アジア経済研究所が果たすべき役割を明確にした上で、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」等における国立研究開発法人の準用規定に基づき、適切な評価軸を検討・設定し、海外事務所、民間企業等の法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ
	H25 国の財政支出 (億円)	4. 地方事務所	・ 地方事務所の開設については、地方自治体の要請に基づき検討しているが、経営資源の	・ 今中期目標期間中に開設された4事務所については、事務所開設前に想定し

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
			<p>最適配分及び費用と便益を踏まえた検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務における優先順位の明確化及び経営資源の最適配分の観点が必要</li> </ul>	<p>ていた地域のニーズや費用と便益について検証の上、今後の事務所開設については、これらの視点を踏まえ実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国における中小企業の地域的分布状況、海外展開状況、新たな海外展開の達成見込みなどを検討し、地方事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、地方事務所の配置について、本法人としての考え方を確立した上で、配置の見直し</li> </ul>
	258	5. 海外事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外事務所の配置見直しを進めているものの、諸外国の貿易投資振興機関と比較して、先進国の割合が高く、新興国の事務所割合が低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存事務所の更なる見直しを実施し、将来ニーズの高い新興国へ重点化した配置を具体的に目標設定した上で、計画的に推進</li> </ul>
	支所等  国内事務所(40) 海外事務所(74) アジア経済研究所	6. 横浜と神戸における対日投資ビジネスサポートセンター(IBSC)の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体の要望を受けて設置したものであるが、地方自治体等が同種の事業を実施しており、部屋数を削減してきたものの入居している社は年に数社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IBSC横浜とIBSC神戸については、次期中期目標期間の早いうちに廃止</li> </ul>
		7. 保有資産の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡事務所内にはIBSC福岡を2部屋設置しているが、その入居率は改善していない</li> <li>・ 次期中期目標期間中に福岡事務所の移転予定に併せてIBSCの規模の見直しを検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの入居者数を踏まえ、規模の見直しではなく、廃止を検討</li> </ul>

法人名：日本原子力研究開発機構

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
原子力に関する総合的研究開発	<b>常勤職員数</b> (人) 4,647 (H26.1.1 現在)	1. 「もんじゅ」の再稼働に向けた工程、研究開発内容・成果・活用方策等の明確化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>再稼働のめどが立たず、研究開発の開始、成果時期も不明(各研究開発の必要性自体に疑問が生じる可能性)。</li> <li>現状、稼働していない状態でも多額の維持管理経費等を支出(25年度予算で約174億円、26年度予算で約199億円)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 可能な限り早期の再稼働に向けた課題別の具体的な工程表の策定、個々の研究開発目的、成果内容・時期・活用方法等の明確化 <input type="checkbox"/> 維持管理経費の削減方策の策定、計画的実施 <input type="checkbox"/> 現場レベルでの改善を統括する管理者の設置等、職員一人一人の安全意識徹底、問題点の改善手法を速やかに導入
	<b>H26 予算</b> (億円) 3,426			
	<b>H25 国の財政支出</b> (億円) 1,760	2. HTTR(高温ガス炉)研究開発の成果時期・内容、成果の活用方法の明確化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構の限られた経営資源の中で、機構における「高温ガス炉」の研究開発の重要度の明確化が必要</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 高温ガス炉の実用化像やそれに向けた具体的な研究課題等の検討について、次期中長期目標期間中の早期に結論 <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の研究開発業務の中での重点度の明確化</li> </ul> <input type="checkbox"/> 維持管理経費の削減方策の策定、計画的実施 <input type="checkbox"/> 機構において、実際に実施する研究開発内容の明確化。それぞれの成果時期・内容、活用方法等の具体化、計画的実施
	<b>支所等</b>			
	<b>【本部所在地】</b> 茨城県那珂郡東海村村松4番地49 <b>【研究拠点】</b> 東海拠点、大洗拠点、敦賀拠点、			

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
	那珂拠点、高崎拠点、関西拠点、幌延拠点、東濃拠点、人形峠拠点、青森拠点 【事務所等】 東京事務所、柏事務所、福島事務所、原子力緊急時支援・研修センター、ワシントン事務所、パリ事務所、ウィーン事務所	3. 放射性廃棄物の最終処理に関する研究開発の合理化、重点化等、推進体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構が継続する客観的・合理的根拠が不明。機構の限られた経営資源の中で、研究内容の合理化・重点化が必要</li> <li>・ 埋設事業について、事業開始までの具体的な工程・スケジュールが不明</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 放射性廃棄物の最終処理に関する研究開発等について、他の研究開発機関への委託などにより重点化 <input type="checkbox"/> 埋設事業について、他の事業実施機関との役割分担、事業開始までの具体的な工程等の明確化
		4. 福島第一原子力発電所事故への対応に関する研究開発の具体化、合理化・効率化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質研究拠点施設(平成24年度補正予算により国から850億円の出資)について、現時点においても未整備</li> <li>・ 機構が何を研究開発し、いつ、どのような形で福島第一原発対応に利用し、又は民間に技術移転するのか不明</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 機構にしかできない研究開発内容に特化して明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかな研究拠点施設の整備、個々の研究開発ごとに工程、成果時期、活用・提供方法等の具体化及び計画的実施</li> </ul> <input type="checkbox"/> 諸外国の研究開発成果の活用等による研究開発の重点化・中止等不断の見直し
		5. 核融合研究開発の移管の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管する方向で検討しているが、個々の研究開発の移管時期、移管先等は不明。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 移管の検討について、早期に結論 <input type="checkbox"/> 移管する個々の研究開発について、移管時期、移管先、移管までの具体的な工程等の明確化及び着実な移管
		6. ISプロセス(連続水素製造試験装置)研究の中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水素を製造する技術であり、原子力に関する研究開発との関係が薄い。</li> <li>・ 大学等他の研究開発機関においても同様の研究開発を実施</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 次期中期目標期間中に研究開発を中止
		7. 量子ビーム研究の一部移管の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部業務を移管する方向で検討しているが、個々の研究開発の移管時期、移管先等は不明。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 移管の検討について、早期に結論 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管する個々の研究開発について、移管時期、移管先、移管までの具体的な工程等の明確化及び着実な移管</li> </ul>
		8. 東海再処理施設の廃止の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の一部廃止の方針を打ち出したが、今後</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 廃止までの工程・時期、施設の処分

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
			の工程、研究開発の再整理等は未定	計画等の明確化及び着実な措置
	9. ガバナンス体制強化のための取組の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構は、組織や業務の改革に取り組んできたものの、相次ぐ事故、点検の不備の発覚など、必ずしも成果は十分ではないと思われる。</li> <li>・ 機構自身の業務及び原子力安全に対する国民の理解、信頼回復が不可欠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場レベルでの改善を統括する管理者の設置等、職員一人一人の安全意識徹底、問題点の改善手法を速やかに導入</li> <li>・ 安全確保、事故防止のための管理、保守点検方法等の仕組みを速やかに整備</li> <li>・ 組織体制について、これまでの見直しの総括、一層安全かつ効率的・効果的な業務運営のための見直し</li> <li>・ 原子力の安全利用のための研究開発の内容等の明確化及び着実な取組</li> </ul> <input type="checkbox"/> 上記取組の一層積極的・迅速な公表	
	10. 自己収入の確保のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の外部利用施設の中には、利用料収入の増加が可能とみられるものあり。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 自己収入の増加のための取組の一環として、速やかに、利用料金の軽減措置について見直し	
	11. 保有資産の見直しの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧展示施設について、毎年度多額の維持管理経費を支出</li> <li>・ 展示施設をはじめ、グラウンド、テニスコート等について、必要性の検証、処分が必要</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 旧展示施設については早急に処分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示施設やその他の保有資産について、保有の必要性の検証、具体的な計画のもとに処分等を推進</li> </ul>	
	12. 調達業務における透明性及び効率性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達における透明性・効率性確保のための一層の取組が必要(一般的な役務契約でも、複数者応札で落札率 100%の案件あり。)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 複数者応札で落札率 100%の契約案件等について、契約監視委員会等における原因分析の徹底及び改善措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊な仕様内容の調達案件等、必要に応じ最適な契約方式への見直し</li> </ul>	



法人名：国立がん研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
<p>・がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発</p> <p>・がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供</p> <p>・がんその他の悪性新生物に係る医療に関する技術者の研修</p> <p>・上記業務に係</p>	<p><b>常勤職員数</b> (人)</p>	1. 組織の在り方の検討	<p>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。</p>	<p>・6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。</p> <p>・検討に際しては、国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理等に十分留意。</p> <p>・検討結果については、独立行政法人評価制度委員会に説明後、公表。</p>
	1,750			
	<p><b>H26 予算</b> (億円)</p>	2. 研究開発事業の見直し		
	582			
<p><b>H26 国の財政支出</b> (億円)</p>	3. 医療事業の見直し	<p>・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究開発に重点化する必要がある。</p>	<p>・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に明記。</p> <p>・本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。</p>	
74				
<p><b>支所等</b></p>				
<p>柏キャンパス (東病院等)</p>	<p>・国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。</p> <p>・医療の質や機能の向上を図る必要がある。</p>			<p>・国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、各病院の役割をそれぞれ明記。</p> <p>・病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を国立病院機構等に移管。</p> <p>・独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。</p>

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
る成果の普及及び政策の提言		4. 人材育成事業の見直し	・ 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。	・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。
		5. 情報発信事業の見直し	・ 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを更に活用することにより、医療の均てん化等に取り組む必要がある。	・ がん登録のデータを更に活用すること等により、医療の均てん化等に取り組むこと。 ・ 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。
		6. 政策提言業務の見直し	・ 政策提言業務の本来的な在り方としては、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等について、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことだと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。	・ 今後は、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。
		7. バイオバンク整備事業の見直し	・ バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。	・ 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うとともに、それらを共同研究以外でも外部機関が活用できるよう、有償で提供できる仕組みを構築。

法人名：国立循環器病研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・循環器病に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発  ・循環器病に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供  ・循環器病に係る医療に関する技術者の研修  ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言	常勤職員数 (人)	1. 組織の在り方の検討	・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。	・6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 ・検討に際しては、国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理等に十分留意。 ・検討結果については、独立行政法人評価制度委員会に説明後、公表。
	1,167			
	H26 予算 (億円)	2. 研究開発事業の見直し	・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究開発に重点化する必要がある。	・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に明記。 ・本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	314			
H26 国の財政支出 (億円)	3. 医療事業の見直し	・国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 ・医療の質や機能の向上を図る必要がある。	・国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、病院の役割を明記。 ・病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を国立病院機構等に移管。 ・独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。	
43				
支所等	—			

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
		4. 人材育成事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。</li> </ul>
		5. 情報発信事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。</li> <li>学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。</li> </ul>
		6. 政策提言業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策提言業務の本来的な在り方としては、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等について、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことだと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。</li> </ul>
		7. バイオバンク整備事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うとともに、それらを共同研究以外でも外部機関が活用できるよう、有償で提供できる仕組みを構築。</li> </ul>

法人名：国立精神・神経医療研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発  ・精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供  ・精神・神経疾患等に係る医療に関する技術者の研修  ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言	常勤職員数 (人)	1. 組織の在り方の検討	・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。	・6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 ・検討に際しては、国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理等に十分留意。 ・検討結果については、独立行政法人評価制度委員会に説明後、公表。
	720			
	H26 予算 (億円)	2. 研究開発事業の見直し	・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究開発に重点化する必要がある。	・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に明記。 ・本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	139			
H26 国の財政支出 (億円)				
45	3. 医療事業の見直し	・国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 ・医療の質や機能の向上を図る必要がある。	・国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、病院の役割を明記。 ・病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を国立病院機構等に移管。 ・独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。	
支所等				
—				

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
		4. 人材育成事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。</li> </ul>
		5. 情報発信事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。</li> <li>学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。</li> </ul>
		6. 政策提言業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策提言業務の本来的な在り方としては、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等について、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことだと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。</li> </ul>
		7. バイオバンク整備事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うとともに、それらを共同研究以外でも外部機関が活用できるよう、有償で提供できる仕組みを構築。</li> </ul>
		8. 財務内容の改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期中長期目標において、繰越欠損金の削減目標とともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定することを明記する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期中長期目標に繰越欠損金の削減目標を明記。</li> <li>具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、同計画を公表。</li> </ul>

法人名：国立国際医療研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発  ・感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供  ・医療に係る国際協力に関する調査及び研究  ・感染症その他の疾患に係る医療及び医療	常勤職員数 (人)	1. 組織の在り方の検討	・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。	・6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 ・検討に際しては、本法人に国立研究開発法人として担当させるべき疾患の再整理等に十分留意。 ・検討結果については、独立行政法人評価制度委員会に説明後、公表。
	1,834			
	H26 予算 (億円)	2. 研究開発事業の見直し	・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究開発に重点化する必要がある。	・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に明記。 ・本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	448			
H26 国の財政支出 (億円)	3. 医療事業の見直し	・国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 ・医療の質や機能の向上を図る必要がある。	・国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、各病院の役割をそれぞれ明記。 ・病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を国立病院機構等に移管。 ・独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。	
70				
支所等	国府台病院等			
	国立看護大学校			

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
に係る国際協力に関する技術者の研修  ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言		4. 人材育成事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。</li> </ul>
		5. 情報発信事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。</li> <li>学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。</li> </ul>
		6. 政策提言業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策提言業務の本来的な在り方としては、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等について、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことだと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。</li> </ul>
		7. バイオバンク整備事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うとともに、それらを共同研究以外でも外部機関が活用できるよう、有償で提供できる仕組みを構築。</li> </ul>
		8. 財務内容の改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期中長期目標において、繰越欠損金の削減目標とともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定することを明記する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期中長期目標に繰越欠損金の削減目標を明記。</li> <li>具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、同計画を公表。</li> </ul>

法人名：国立成育医療研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・成育疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発  ・成育疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供  ・成育疾患に係る医療に関する技術者の研修  ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言	常勤職員数 (人)	1. 組織の在り方の検討	・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。	・6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。 ・検討に際しては、国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理等に十分留意。 ・検討結果については、独立行政法人評価制度委員会に説明後、公表。
	1,011			
	H26 予算 (億円)	2. 研究開発事業の見直し	・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究開発に重点化する必要がある。	・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に明記。 ・本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。
	250			
H26 国の財政支出 (億円)	3. 医療事業の見直し	・国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。 ・医療の質や機能の向上を図る必要がある。	・国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、病院の役割を明記。 ・病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を国立病院機構等に移管。 ・独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。	
37				
支所等	—			

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
		4. 人材育成事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。</li> </ul>
		5. 情報発信事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。</li> <li>学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。</li> </ul>
		6. 政策提言業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策提言業務の本来的な在り方としては、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等について、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことだと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。</li> </ul>
		7. バイオバンク整備事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うとともに、それらを共同研究以外でも外部機関が活用できるよう、有償で提供できる仕組みを構築。</li> </ul>

法人名：国立長寿医療研究センター

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
・加齢に伴う疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発  ・加齢に伴う疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供  ・加齢に伴う疾患に係る医療に関する技術者の研修  ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言	常勤職員数 (人)	1. 組織の在り方の検討	・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出す必要がある。  ・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究開発に重点化する必要がある。  ・国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」が第一目的であるため、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討する必要がある。  ・医療の質や機能の向上を図る必要がある。	・6法人の統合等組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得ること。  ・検討に際しては、本法人を引き続き国立高度専門医療研究センターとして存続させることの適否等に十分留意。  ・検討結果については、独立行政法人評価制度委員会に説明後、公表。  ・国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に明記。  ・本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。  ・国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中長期目標において、病院の役割を明記。  ・病院が地域医療の機能を中心に担うと位置付けられた場合には、当該病院を国立病院機構等に移管。  ・独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、その結果を公表。
	506			
	H26 予算 (億円)	2. 研究開発事業の見直し		
	98			
H26 国の財政支出 (億円)	3. 医療事業の見直し	-		
32				
支所等				

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」(案) についての議論のポイント		
		主な論点	問題意識	指摘のポイント
		4. 人材育成事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直す必要がある。</li> <li>・ 専門修練医の育成を行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。</li> <li>・ 専門修練医制度の設置を検討。</li> </ul>
		5. 情報発信事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。</li> <li>・ 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。</li> </ul>
		6. 政策提言業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策提言業務の本来的な在り方としては、本法人が研究、医療の均てん化等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等について、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うことだと考えられるが、そのような実績はほとんどみられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後は、本法人として提言書を取りまとめ、国へ提言を行うこと。</li> </ul>
		7. バイオバンク整備事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオバンク整備事業について、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うとともに、それらを共同研究以外でも外部機関が活用できるよう、有償で提供できる仕組みを構築。</li> </ul>